

## 令和2年度山形県企業局指定管理者審査委員会設置要綱

### (設置)

第1条 企業管理者（以下「管理者」という。）は、公の施設における指定管理者の候補者を選定するため、山形県企業局指定管理者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 公の施設における指定管理者の候補者の選定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者制度に関し管理者が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、総務部において選任する共通外部有識者3名を含む委員6名で組織する。

- (1) 企業局長 1名
- (2) 総務企画課長 1名
- (3) 総務企画課財務主幹 1名
- (4) 総務部において選任する共通外部有識者 3名

2 管理者は、必要と認めるときは、前項に掲げる委員のほかに、専門的知識を有する者を臨時的に任命することができる。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、企業局長をもって充てる。

- 2 委員長は会務を総轄する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (事務局)

第5条 委員会の庶務は、総務企画課において処理する。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は管理者が別に定める。

### 附則

この要綱は、令和2年6月19日から施行する。